



三重県公報

平成27年5月12日（火）

第 2698 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
343	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	2
344	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	2
345	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出納局)	2
海 調 委 告 示			
3	漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催	(海区漁業調整委員会)	3
監 査 委 員 公 表			
5	監査結果の公表	(監査委員)	3
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	11
	同件	(同)	11
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	11

告 示

三重県告示第 343 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410800763	合同会社 grateful	伊勢市楠部町124番地8	ケアサービスほっとhand	伊勢市楠部町124番地8	重度訪問介護	平成 27 年 5 月 1 日
2410301192	合同会社 Green Hand	鈴鹿市西条三丁目14番15号	居宅介護事業所そらまめ	鈴鹿市西条三丁目14番15号	居宅介護 重度訪問介護	平成 27 年 5 月 1 日
2410502120	株式会社ルナピエナ	津市安濃町安濃2075番地1	ルナピエナ	津市安濃町安濃2075番地1	就労継続支援A型	平成 27 年 5 月 1 日
2410201400	特定非営利活動法人びーす	鈴鹿市長太新町3丁目14番26号	生活介護事業所ほーぶ	四日市市午起二丁目1-24-9	生活介護	平成 27 年 5 月 1 日
2411300516	株式会社心グループ	名張市すずらん台西一番町243番地	よい子のおとまりすずらん	名張市すずらん台西一番町241番地	短期入所	平成 27 年 5 月 1 日
2410301200	一般社団法人心花	鈴鹿市北江島町30番16号	ショートステイはなぞの	鈴鹿市道伯町2232番地5	短期入所	平成 27 年 5 月 1 日

三重県告示第 344 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（駐車場収容台数の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワみえ朝日インター店
三重郡朝日町向陽台3丁目2-1
- 2 朝日町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 27 年 5 月 12 日から同年 6 月 12 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 345 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	

株式会社百五銀行	阿下喜出張所	いなべ市北勢町阿下喜 729 番地	いなべ市員弁町北金井 1871 番地の 1	平成 27 年 5 月 11 日
----------	--------	----------------------	--------------------------	------------------

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 3 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成 27 年 5 月 12 日

三重海区漁業調整委員会会長 東 岡 保

1 期日

平成 27 年 5 月 26 日（火） 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

2 場所

三重県津市栄町一丁目 954 三重県栄町庁舎 4 階 三重海区漁業調整委員会委員室

3 目的及び内容

次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
区画漁業 (藻類養殖業)	南伊勢町の地先海面
区画漁業 (魚類養殖業)	尾鷲市及び南伊勢町の地先海面
区画漁業 (貝類養殖業)	南伊勢町の地先海面

4 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（3 に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 公聴会に出席して意見を述べる。
- (2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する（ただし、郵送又は持参に限る。）。

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：平成 27 年 5 月 21 日（木）午後 5 時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目 954 三重県栄町庁舎 4 階

三重海区漁業調整委員会事務局

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県監査委員 福 井 信 行
三重県監査委員 田 中 正 孝

第 1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成 27 年 4 月 20 日

2 請 求 人	住所	多気郡多気町片野 578 番地	氏名	小山 顕
	住所	松阪市小黒田町 547 番地 4	氏名	土岐 哲也
請 求 人 代 理 人	住所	津市丸之内 33 番 26 号	弁護士	氏名 村田 正人

第 2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 3 監査委員の退任

中嶋年規監査委員及び森野真治監査委員は、平成 27 年 4 月 29 日に退任した。

第 4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 8 号

平成 27 年 4 月 28 日

請求人 小山 顕 様

請求人 土岐 哲也 様

請求人代理人

弁護士 村田 正人 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 中 嶋 年 規

三重県監査委員 森 野 真 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 27 年 4 月 20 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の請求

1 本件請求の趣旨について、次のとおり理解した。

(1) 三重県県土整備部は、平成 26 年 6 月 30 日、次の 4 件の入札（以下 4 件の入札を併せて「本件入札」という。）を公告した。

ア 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6006 号一般国道 164 号外（北勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託

イ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6005 号一般国道 163 号外（中勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託

ウ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6004 号一般国道 166 号外（南勢地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「南勢地区業務委託」という。）

エ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0-1 分 6003 号一般国道 169 号外（東紀州地区）公共土木施設維持管理（路面清掃）業務委託（以下「東紀州地区業務委託」という。）

（以下 4 件の業務委託を併せて「本件業務委託」という。）

(2) 公告の企業要件（競争参加資格）は、「単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請けとして、平成11年度以降に完成し、かつ、引渡し済みの本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）をいいます。）発注の1契約あたり実施距離400km以上の路面清掃業務」である。

(3) この入札参加資格（以下「本件参加資格」という。）は入札直前に引き上げられた不当なものであり、従前に入札参加資格は、1契約あたりの実施距離200kmであった。

(4) 請求人らが役員である会社（以下「請求人らの会社」という。）は、平成25年度に津市の路面清掃で309kmの実績を作ったが、突然に入札参加資格が2倍に引き上げられたことにより、入札参加資格を失った。

(5) 入札参加条件の引き上げは、新規参入業者を排除するもので不合理な引き上げである。

なぜならば、

- ① 平成21年度から平成25年度までの入札参加資格は200kmであった。
- ② 三重県は、入札参加資格を200kmから400kmに引き上げたのは、従前1年ごとの入札を2年間の路面清掃工事に変更したためであると説明しているが、ほかの入札では、1年の工事を2年の工事に変更しても入札参加資格の変更はしていない。
- ③ 平成21年度から平成25年度までの落札者は、ほぼ同じ業者（一位不動）であり、官民談合の結果である。

(6) 落札の結果は、予想された業者が予想された落札率で落札しており（一位不動と90%以上の落札率）、形は「条件付き一般競争入札」であるが、実質的には、「1契約あたり400km」への参加要件（企業要件）への引き上げにより、新規参入業者を排除して三重県の路面清掃の実績のある7社に限定して入札を実施したものであり、入札の実質は、7社限定の指名入札である。

本件参加資格である「平成25年度に1契約あたり400km」の実績を作れる路面清掃業務は、三重県発注の路面清掃業務しか存在しないから、三重県発注の路

面清掃業務を実施した実績のある企業しか入札に参加させないというに等しい企業要件であり、不当な企業要件である。

平成 25 年度において、「平成 25 年度に 1 契約あたり 400 k m」の実績を作れる公共の路面清掃業務は存在しない。新規参入業者が、平成 25 年度において、いかに企業努力をしても「平成 25 年度に 1 契約あたり 400 k m」の企業要件を満たすことはできない不可能な企業要件である。

平成 25 年度の企業要件では、「平成 24 年度に 1 契約あたり 200 k m」というものであるから、わずかに津市の路面清掃業務だけが、この要件を満たすものとして存在し、請求人らの会社は、津市の路面清掃業務を受託してこの要件を充足した。津市以外の路面清掃業務は、四日市市のように 1 契約あたりの路面清掃距離は 30 k m であり、とても「1 契約あたり 200 k m」に及ばない。

このような不合理な企業要件の設定は、「条件付き一般入札」の装いをしながら、実質的には、新規参入業者を閉め出し、競争入札のメリットである競争による落札価格の低下を実現できないものであり、実態的には 7 社の指名入札に他ならないから、羊頭狗肉の「一般入札」である。すなわち、表面上は、条件付き競争入札であるが、条件を厳しくすることで競争を 7 社に絞った 7 社の指名入札である。

(7) 本件入札の開札の結果、請求人らの会社は、南勢地区業務委託を予定価格の 87%、また、東紀州地区業務委託を予定価格の 86% で入札した。

南勢地区業務委託では、第 1 位の請求人らの会社の 5640 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 6050 万円で落札したことで、410 万円の損害が生じたことになる。

東紀州地区業務委託では、第 1 位の請求人らの会社の 1590 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 1720 万円で落札したことで、130 万円の損害が生じたことになる。

その合計は 540 万円であり、決して見逃せない公金の無駄使いである。請求人らの会社の入札を認めていれば、予定価格の 86% から 87% での落札が可能であったことは、本件入札における入札各社の入札価格の事実が証明している。

本件入札の結果は、事前予想どおりの業者が 90% 以上で入札しており、東紀州地区においては 2 社の隔年入れ替わりの入札、南勢地区、中勢地区においては平成 18 年度以降、同一業者の入札が繰り返されている。8 年以上にわたり、固定した同一業者による 90% 以上の落札結果は、談合でしか実現できない入札結果である。

(8) 県土整備部は、県が発注する業務のなかでも突出して施工延長が長いこと、県民生活に多大な影響を及ぼす旨説明するが、路面清掃作業は、車両が縦列をする作業であり、停車して作業を行うものではないから、作業が近隣住民に多大な影響を及ぼす事はない。きわめて一過性の作業で、一時的なものであって、道路工事のような多大な影響を県民生活に及ぼすものではない。施工延長が長いとしても、道路工事のように施工期間全部が長期間にわたり片側通行となるようなことはないから、施工延長が長いことは、「1 契約あたり 400 k m」への企業要件の引き上げを合理化する理由とはならない。

そもそも、単年度契約をしてきた平成 25 年度までの参加要件である「1 契約あたり 200 k m」の要件そのものが、なぜ、どのような理由で設定され、維持されてきたのかについて説明ができていない。原初の「1 契約あたり 200 k m」の企業要件の合理性も説明できないにもかかわらず、「1 契約あたり 400 k m」の企業要件への引き上げを合理的に説明することはできない。

国土交通省の路面清掃業務委託や、他府県の路面清掃業務委託では、県土整備部のような不合理な企業要件の設定はない。

企業要件の引き上げという重要な政策課題について、引き上げによるメリットとデメリットの比較検討、費用対効果などで、十分な内部検討がなされた形跡はない。

県土整備部は、「複数年契約としたことにより、求める施工実績等を前年度より高くした事例がある。」としているが、その事例は、港湾管理業務の 250 万円以上から 500 万円への引き上げで、公共工事の種別は土木一式工事であり、企業要件も土木一式工事（請負金額 500 万円以上）の施工実績又は除草業務委託、もしくは除草業務を含む港湾管理業務委託の実績で、このような内容であれば、建設業の許可を有している企業のどこでも有しているような一般的な企業要件である。格付けも ABC ランクと幅が広く、当該事例の所轄である松阪建設事務所管内の全社が入ると言っても過言ではない。企業要件を2倍に引き上げたとしても、県内の多くの企業が参加資格を従前どおり有するきわめてゆるい参加要件の引き上げであり、引き上げにより入札に参加できなくなる企業はないに等しい。

(9) 本件参加資格の設定は、既存路面清掃業者の利益擁護に走ったもので、不合理かつ不当なものであり、官が用意した談合、即ち官民談合であって、本件入札は無効である。仮にそうでないとしても、不合理な企業要件の設置により、新規参入業者の入札参加を規制した一般入札であり、地方財政法第 4 条（予算の執行等）が定める「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に反する違法な支出である。

(10) 今後も同様の企業要件が維持されることにより、7社の固定した指名入札が維持され、官民談合の維持と永続が続き、新規参入業者の参入が排除され、公正な競争が排除され、その結果、落札率が低下せず、三重県の公費が無駄に支出される不健全な事態が続くことになる。これは、県財政への負担を永続的に強いる違法な財務会計行為である。

(11) よって、違法で無効な南勢地区業務委託の契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払いの専決をした県土整備部長と、契約の締結及び支出負担行為の執行をした三重県知事、支出命令及び支払いの執行をした県土整備部長に対し、談合落札をした落札業者と連帯して共同不法行為責任を問うなど、三重県が被った損害410万円を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

また、違法で無効な東紀州地区業務委託の契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払いについて専決をした県土整備財務課長と、契約の締結及び支出負担行為の執行をした三重県知事、支出命令及び支払いの執行をした県土整備部長に対し、談合落札をした落札業者と連帯して共同不法行為責任を問うなど、三重県が被った損害130万円を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

第2 監査委員の判断

(1) 本件請求において、請求人らは、本件参加資格によって、新規参入業者が排除され、官民談合が維持されるなど、落札率が低下せず、三重県の公費が無駄に支出されることになるから、南勢地区業務委託及び東紀州地区業務委託における損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めているものと解される。

(2) 南勢地区業務委託と東紀州地区業務委託を含む本件業務委託については、先に異なる住民から住民監査請求（以下「先の請求」という。）がなされており、本件請求は、先の請求と同一の財務会計上の行為及びそこから派生する行為について、同一の違法又は不当事由を主張しているものと認められる。

(3) 先の請求については、既に請求には理由がないと判断し、その結果を、平成26年9月24日付け三重県公報第2634号にて公表している。

また、本件請求について、この判断を変更する事情は認められない。

(4) ところで、異なる請求人からなされた同一内容の住民監査請求については、既に行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認められるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるものとされている（昭和34年3月19日行政実例）。

よって、本件請求については、改めて監査を実施するまでもなく、既に監査を実施した平成26年9月24日付け三重県公報掲載の監査結果の公表公告をもって、本件請求の監査結果とする。

- (5) なお、請求人らの意見陳述は、監査の実施を前提としており、今回、改めて監査を実施しないことから、実施しない。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 6 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 4 月 6 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 やまの風
- (2) 代表者の氏名
笹尾 幸雄
- (3) 主たる事務所の所在地
松阪市久保町 1855 番地 741 工房やまの風
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する知的障害者およびその他障害者の方に対して、生活自立及び経済自立支援と促進にともなう社会福祉に関する事業を行うと共に、伝統工芸である和紙作りを通して伝統を守り新たな創造を加えながら、社会の一員として、障害者の持つ生活障害や諸々に関する問題の緩和を図り、もって地域福祉全般の福祉増進と和紙の伝統と更なる拡大に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 6 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 4 月 15 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 てとて
- (2) 代表者の氏名
山本 賢治
- (3) 主たる事務所の所在地
南牟婁郡紀宝町井田 2191 番地の 3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉ニーズを必要とする人々に、住みなれた地域において安らぎと心豊かな暮らしが確保され継続できるように、必要な福祉サービス活動に関する事業を行い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出がありました。

平成 27 年 5 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

井生土地改良区（津市一志町井生 1385 番地）

退任理事

津市一志町井生 1416 番地 2
 " " 1313 番地
 " " 1334 番地
 " " 1385 番地
 " " 2335 番地
 " " 1362 番地 1
 " " 2347 番地 2
 " " 1888 番地
 " " 1951 番地
 " " 1908 番地

庭田 武
 浜口 弘行
 今西 博
 中山 和裕
 伊勢野 弘
 中山 昌治
 藤岡 博
 杉山 功
 田中 司
 稲垣 隆司

退任監事

津市一志町井生 106 番地
 " " 1938 番地

伊勢野 久好
 伊勢野 高史

就任理事

津市一志町井生 1313 番地
 " " 1058 番地 3
 " " 1350 番
 " " 1385 番地
 " " 2373 番地
 " " 1938 番地
 " " 2347 番地 2
 " " 1888 番地
 " " 1951 番地
 " " 1908 番地

浜口 弘行
 海野 克司
 青木 尚則
 中山 和裕
 近坂 守
 伊勢野 高史
 藤岡 博
 杉山 功
 田中 司
 稲垣 隆司

就任監事

津市一志町井生 106 番地
 " " 1553 番地

伊勢野 久好
 青木 一己

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
